

暴風等に伴う臨時休業措置について

高校生活のしおりのP13「9 暴風等に伴う臨時休校措置について」に記載のとおり、「**暴風警報**」、「**特別警報**」が出た場合は臨時休業となりますので、天気予報等に注意して下さい。

1 午前6時現在、京都府山城中部または自宅のある地域のいずれかに「暴風警報」または「特別警報」が発表されている時は自宅待機とする。

※午前6時に発表されていなくても、自宅を出る時間までに発表されれば自宅待機とする。

※自宅待機の対象となる警報は「暴風警報」だけなので注意すること。（大雨警報等は対象外）

※特別警報の場合は、すべてが対象となるので注意すること。

※特別警報が解除され、いずれかの警報に切り替わった場合は引き続き自宅待機とするので注意すること。

2 午前6時から10時までの間に解除された時は、午後(5校時以降)の授業を行うので、**13時10分までにそれぞれのホームルームへ入室**すること。

3 午前10時現在も引き続き「暴風警報」または「特別警報」（特別警報解除後引き続きその警報が発令中を含む）が発表されている時は臨時休業とする。

4 臨時休業措置については上記に従い、**学校への問い合わせはできる限り控えること。**

5 **警報の有無に関わらず、登下校に際しては状況をよく見極めて安全を期すこと。**

